

第4章 基本方針

1. 保存活用計画で示されている整備の方向性

保存活用計画で示される「保存活用の基本方針」及び「整備の方向性」の関係は以下のように整理される。これらの「整備の方向性」を基に整備の基本方針を示す。

『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』	
保存活用の基本方針	整備の方向性
a 地下に埋蔵されている遺構も含めた彦根城に関する各種の遺構や建造物の適切な保存と修復を図り、後世への確実な継承を目指す。	<p>①特別史跡の本質的価値を構成する諸要素を中心に保存を前提とする整備を行う</p> <p>②市民の精神的、文化的シンボルとなり、まちづくりの核として活かす整備を行う</p> <p>③学校教育、社会教育や各種のレクリエーションなど多面的に活用されるような整備を目指す</p> <p>④観光拠点として効果的な施設整備を行う</p> <p>⑤世界を視野に入れ、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行う</p>
b 彦根城に関する遺構や建造物、さらにこれらと関連する古文書や古絵図等の歴史資料などについて、一層の学術的調査・研究を進めることにより、特別史跡指定地外も含めた広大な城郭跡の全体像把握に努め、歴史的資産としての本質的価値をより明確化する。	
c 彦根城跡を学校教育や社会教育活動において積極的に活用し、市民と行政の間で彦根城跡の本質的価値に関する認識の共有化を図る。	
d 保存・活用のために必要な場合には、適切な範囲について特別史跡への追加指定を行い、また土地公有化などの保護措置を講じて、彦根城跡の本質的価値の一体的な保存と活用を図る。	
e 歴史と伝統ある彦根ならではの歴史的・文化的都市づくりの核として、特別史跡を中心に、城下町に残された歴史的な景観や周辺の自然環境と調和した景観形成を目指す。	
f 彦根城の歴史と深く関わりながら形成され、保存されてきた特別史跡内の自然環境を彦根城跡と一体のものとして守り、活用しつつ、後世へ継承していくことを目指す。	
g 彦根城跡の本質的価値を活かした積極的な活用・整備を図り、歴史都市としての魅力を高めて多くの来訪者を国内外から招くことにより、彦根の活力あるまちづくりの核とする。	
h 各所有者と関係機関が彦根城跡の本質的価値について共通認識を持ち、連携を図りつつ特別史跡および周辺環境の保護に努める。また、市民と行政機関が適切な役割分担を行って、将来的に持続可能な特別史跡の保存と活用を行っていくための体制整備に努める。	
『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載	『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載

図：保存活用計画で示される「保存活用の基本方針」と「整備の方向性」の関係

表で示した5つの整備の方向性を整理すると以下のとおりである。

・遺構の保存を前提とした本質的価値の普及

遺構の保存を第一義としつつ、彦根城跡が市民の精神的、文化的シンボルとしてまちづくりの核となるように、市民生活・観光・教育等においてより広く活用することができ、より多くの来訪者が彦根城跡の本質的価値を享受できるような整備に努める。

・現在に継承される近世城郭の姿が構築された江戸時代後期を目指す整備

遺構の整備は、現存する遺構の顕在化と平面表示等での遺構復元を基本とする。また、それらの整備の設定年代は、発掘調査で確認し得る最上層の遺構面が概ね示す時期であり、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素が構築され、絵図等の資料が最も多く残る時期である江戸時代後期に設定する。

2. 基本方針

「整備に関する課題」と「整備の方向性」を踏まえて、整備の基本方針を以下に示す。

遺構保存に関する方針

- ・「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」の保存を最優先とした調査を含む必要な措置を実施する。
- ・「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」が破損又は欠損した場合は、原状回復のための措置に加えて必要となる保存のための整備を実施する。
- ・「彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」については、可能な限り「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」に準じた措置を摘要する。
- ・「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」の経過観察を実施する。

歴史的建造物・庭園等修復に関する方針

- ・国宝・重要文化財建造物の確実な保存を図るための保存整備の実施や各建造物へ耐震診断及び防火・防犯対策を実施する。
- ・玄宮園の池泉や建造物において、破損又は欠損している要素の原状回復のための措置に加えて必要となる保存のための整備を実施する。
- ・特別史跡指定地内の近代建築物の保存のための整備又は移築を実施する。
- ・特別史跡指定地内に位置し、彦根城跡に関わる構成要素の内、未指定の建造物（家老木俣屋敷跡、脇屋敷長屋門等）については、保存整備の必要性を検討するための建造物調査を実施する。また、調査に基づいた保存整備も実施する。

動線に関する方針

- ・近世の動線や既存の公開・活用に関する施設の配置を踏まえた動線計画を設定する。

遺構の表現に関する方針

- ・「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」の顕在化を図り、来城者に彦根城跡の本質的価値が伝わる整備を実施する。
- ・玄宮園及び楽々園において滅失している庭園の一部や各要素の復元整備を検討する。

修景及び植栽に関する方針

- ・本丸が形成される彦根山を中心とする自然環境を把握し、樹木等管理や環境整備によって、近世から引き継がれる城郭を中心とする景観の維持と復元を実施する。

案内・解説施設に関する方針

- ・来城者が等しく彦根城の本質的価値を理解できるような案内・解説施設を整備する。

管理施設及び便益施設に関する方針

- ・来城者が安全かつ快適に特別史跡指定地内を見学できるような安全対策と彦根城の本質的価値を損なわない範囲での管理及び便益施設の整備を実施する。

公開・活用及びそのための施設に関する方針

- ・特別史跡指定地内の公有化を推進し、公開範囲の拡大を進めると共に、文化財保存用地の活用を図る。
- ・彦根城博物館や開国記念館等の既存の公開・活用に関する施設を、来城者がより適切且つ効果的に特別史跡の本質的価値を理解できる施設とするための活用整備を検討する。
- ・既存の公開・活用に関する施設を活用し、特別史跡の本質的価値を理解するための市内外の学校を対象とする教育や市民の社会教育の場としての利用、シンポジウム等の開催を企画する。
- ・全ての来城者に対して特別史跡の本質的価値を理解する機会を平等に提供するため、音声ガイド含むアプリケーションを利用した公開・活用を推進する。
- ・公開・活用に関する施設又はインターネット等を介して市内外及び国内外からも彦根城跡の本質的価値に関する情報が共有・発信できる環境を整備する。
- ・有害鳥獣への対策を推進する。

周辺地域の環境保全に関する方針

- ・市のシンボルである彦根城天守が望める彦根駅から彦根城までの周辺環境の整備を推進する。
- ・特別史跡指定地周辺から市のシンボルである彦根城天守が望める視点場を設定し、景観の保全を推進する。

地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する方針

- ・彦根城跡の本質的価値と関連する文化財等との連携を強化していく。
- ・特別史跡指定地内及び周辺に位置する近代化遺産について、彦根城跡と関連した保存・活用を推進する。

整備事業に必要となる調査等に関する方針

- ・「特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」の保存整備に必要となる調査を実施する。
- ・将来的な追加指定候補地での保存整備を見据えた調査を実施する。
- ・彦根城跡の本質的価値をより明確化するための調査等を継続して実施する。

管理・運営に関する方針

- ・特別史跡指定地に位置する公共施設、個人の住宅・農地の移転を推進し、文化財保存用地として市が管理する。
- ・彦根城跡の保存活用に関わる整備に対応できるように所有者や関係諸機関の連携を強化した体制を構築する。